

# 令和7年度

## 第1回野田市スポーツ推進審議会次第

開催日時 令和7年6月6日（金）

午後2時から

会 場 市役所低層棟4階 委員会室

1 開会

2 市長挨拶

3 自己紹介

4 議事

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 令和7年度におけるスポーツ団体への補助金の交付について（諮問）

(3) 令和7年度地区運動会補助金の交付について

(4) 令和6年度スポーツ施設の利用状況について（報告）

(5) 総合公園水泳場の整備について

5 その他

6 閉会

## 議事1

### 会長及び副会長の選出について

野田市スポーツ推進審議会条例第6条第1項「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する」の規定に基づき、野田市スポーツ推進審議会の会長及び副会長を選出するものです。

会 長 ( 委 員)

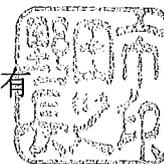
副 会 長 ( 委 員)

野自ス第 6 7 号

令和 7 年 6 月 6 日

野田市スポーツ推進審議会会長 様

野田市長 鈴木 有



令和 7 年度におけるスポーツ団体への補助金の交付について（諮問）  
野田市スポーツ推進審議会条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、今年度予定しております下記のスポーツ団体への補助金の交付について諮問します。

記

補助金交付を予定する スポーツ団体名	補助金名	補助金予算額
野田市スポーツ協会	野田市スポーツ協会事業補助金	1,840,000 円

（説明）

野田市スポーツ協会に対し、協会に加盟する 28 団体の年間活動事業費の一部を補助しようとするもの。

補助金交付を予定する スポーツ団体名	補助金名	補助金予算額
野田市スポーツ協会	野田市市民スポーツ大会種目別大会 補助金	1,500,000 円

（説明）

野田市スポーツ協会に対し、協会に加盟する 28 団体が開催する市民スポーツ大会事業費の一部を補助しようとするもの。

補助金交付を予定する スポーツ団体名	補助金名	補助金予算額
野田市スポーツ協会	千葉県民スポーツ大会派遣費補助金	2,833,000 円

（説明）

野田市スポーツ協会に対し、千葉県民スポーツ大会に出場する選手の宿泊費、昼食費、交通費等を補助しようとするもの。

## 議事3

### 令和7年度地区運動会補助金の交付について

#### ① 地区運動会補助金

野田市地区運動会補助金交付要綱に基づき、地域の住民が健康の増進及び住民相互の交流の促進を図るため、体育、スポーツ又はレクリエーションの活動として実施する行事に対し、事業予算のおおむね2分の1を限度として交付するものです。

つきましては、今年度の補助金額について報告します。

#### ② 世帯数について

地区内世帯数（記号イ）・・・市の市民生活課で把握している令和7年4月1日現在の地区内の自治会等加入世帯数

参加世帯数（記号ロ）・・・スポーツ推進課が5月に実施した運動会参加自治会調査の結果を反映した世帯数

認定世帯数（記号ハ）・・・参加世帯数の10世帯未満の端数を切り上げた世帯数

#### ③ 補助限度額の算定方法

- ・世帯割・・・認定世帯数（記号ハ）1世帯につき70円
- ・均等割・・・認定世帯数に応じて加算する金額（補助限度額算定方法の②が基準となります。）
- ・補助限度額・・・世帯割と均等割の2つを合算したもの

#### ④ 補助金の額

補助対象経費の2分の1に相当する額と補助限度額とを比較して少ない方になります。

※ 令和4年度は5地区、令和5年度は14地区、令和6年度は15地区で実施されました。

## 令和7年度地区運動会地区別補助限度額

番号	地区名	イ 地区内世帯数	ロ 参加世帯数	ハ 認定世帯数	①世帯割 (円)	②均等割 (円)	③補助限度額 (円)	令和6年度 参加者
1	上町	1,289	1,289	1,290	90,300	93,000	183,300	182
2	仲町	522	522	530	37,100	79,000	116,100	120
3	下町	378	378	380	26,600	76,000	102,600	160
4	上花輪	1,270	1,270	1,270	88,900	93,000	181,900	450
5	太子堂	752	752	760	53,200	79,000	132,200	370
6	中野台	1,412	1,412	1,420	99,400	93,000	192,400	650
7	堤台	1,072	407	410	28,700	76,000	104,700	—
8	清水	2,229	2,229	2,230	156,100	110,000	266,100	1,200
9	東部	1,883	1,856	1,860	130,200	97,000	227,200	370
10	中根	1,954	1,895	1,900	133,000	97,000	230,000	1,200
11	宮崎・柳沢	1,717	1,089	1,090	76,300	93,000	169,300	40
12	南部第1	5,436	4,973	4,980	348,600	150,000	498,600	1,000
13	南部第2	1,005	1,005	1,010	70,700	93,000	163,700	298
14	北部	3,572	0	0	0	0	0	—
15	西部	1,377	1,377	1,380	96,600	93,000	189,600	162
16	七光台	966	966	970	67,900	79,000	146,900	—
17	川間	3,532	3,527	3,530	247,100	136,000	383,100	163
18	福田	3,408	3,242	3,250	227,500	130,000	357,500	539
19	関宿	802	0	0	0	0	0	—
20	二川	2,779	0	0	0	0	0	—
21	木間ヶ瀬	3,137	0	0	0	0	0	—
22	新木間ヶ瀬	520	0	0	0	0	0	—
合計		41,012	28,189	28,260	1,978,200	1,667,000	3,645,200	6,904

イ 地区内世帯数とは、市で把握している令和7年4月1日現在の地区内世帯数

ロ 参加世帯数とは、5月に実施した運動会参加自治会調査の結果を反映した世帯数

ハ 認定世帯数とは参加世帯数の10世帯未満の端数を切り上げた世帯数

※世帯数には連合会未加入自治会（場合により資料配布団体）の数も含まれます。

**(補助限度額算定方法)**

①世帯割補助金                    1世帯70円×認定世帯数（参加世帯数の10世帯未満の端数は切上）

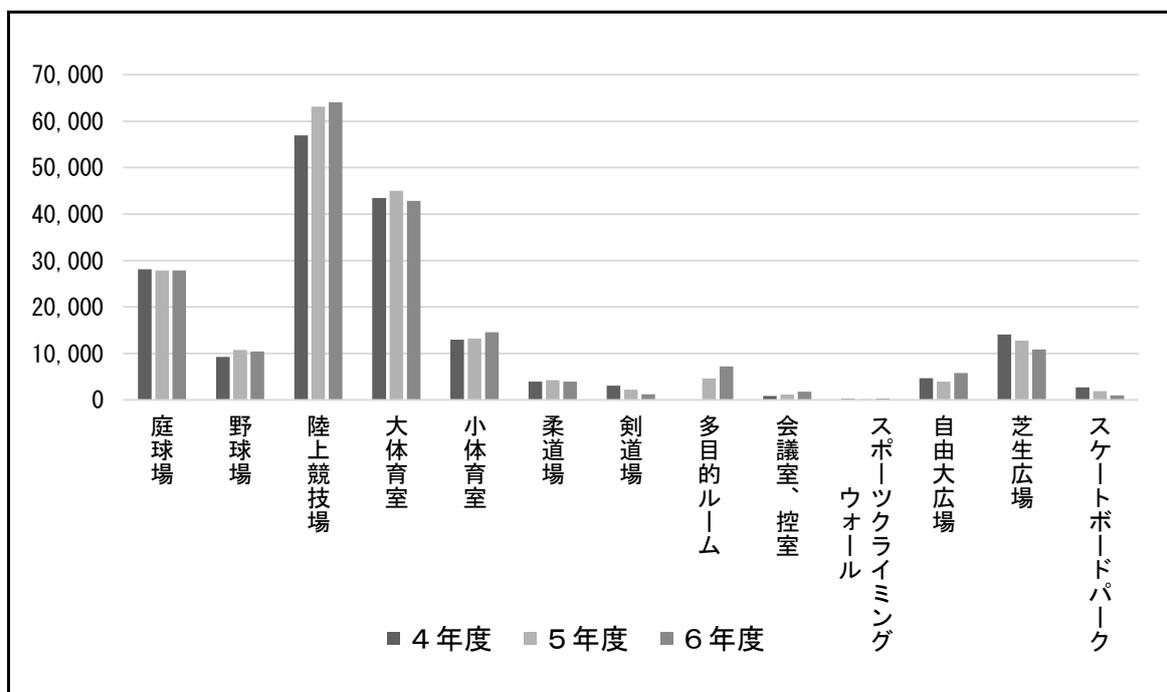
②均等割補助金	500 世帯以下	76,000 円
	500 世帯超	1,000 世帯以下
	1,000 世帯超	1,500 世帯以下
	1,500 世帯超	2,000 世帯以下
	2,000 世帯超	2,500 世帯以下
	2,500 世帯超	3,000 世帯以下
	3,000 世帯超	3,500 世帯以下
	3,500 世帯超	4,000 世帯以下
	4,000 世帯超	4,500 世帯以下
	4,500 世帯超	150,000 円

③地区運動会補助限度額 = ①世帯割補助金 + ②均等割補助金

## 議事4 令和6年度のスポーツ施設の利用状況について

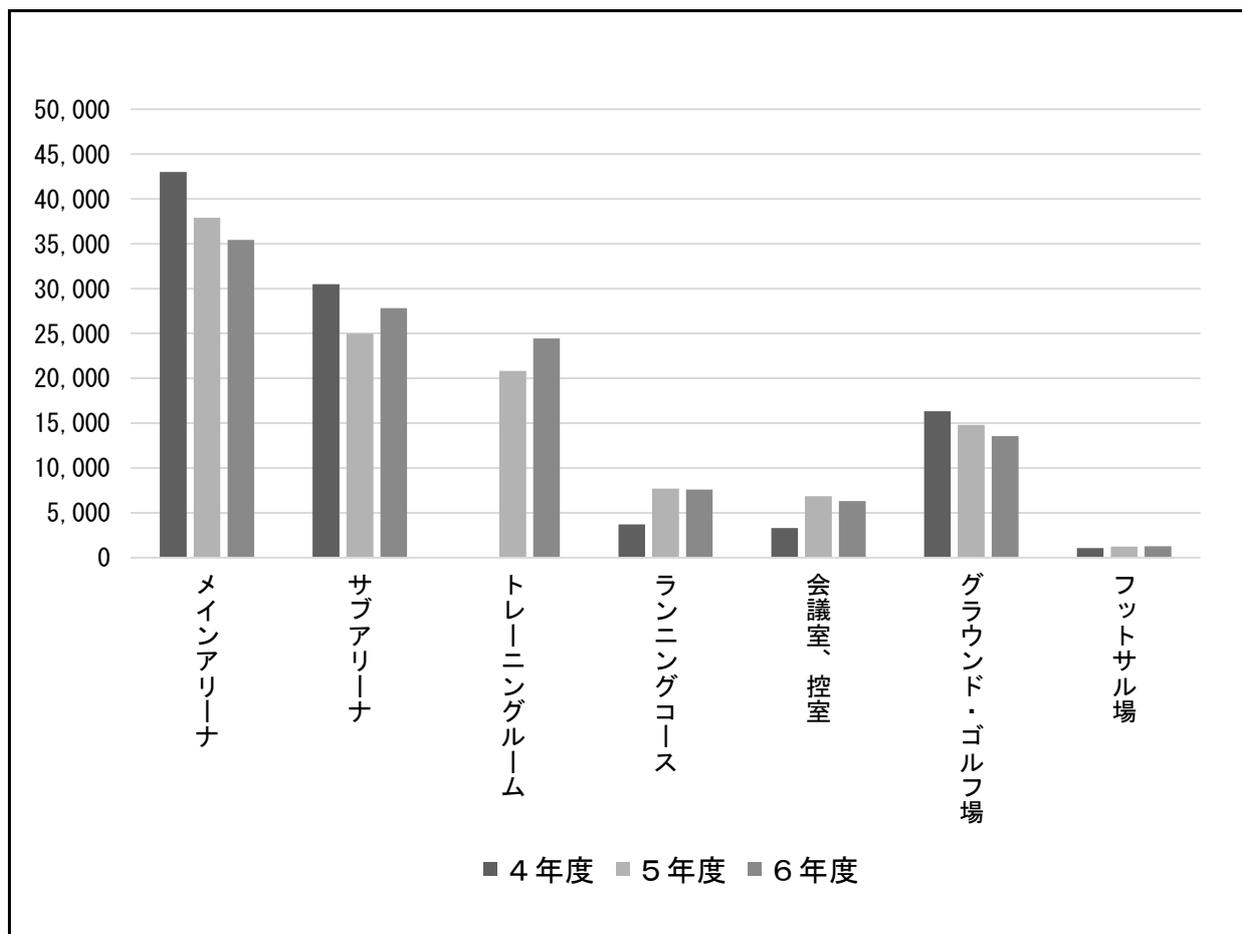
### ○総合公園施設利用状況

施設名	4年度		5年度		6年度		5・6年度比較	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	人数前年比	
1 庭球場	14,120	28,105	14,379	27,899	14,406	27,854	△ 45	
2 野球場	223	9,266	200	10,741	229	10,402	△ 339	
3 陸上競技場	5,406	56,923	5,837	63,155	6,691	64,076	921	
4	大体育室	2,172	43,443	2,109	45,028	2,192	42,839	△ 2,189
	小体育室	1,819	12,976	1,839	13,213	1,969	14,565	1,352
	柔道場	387	3,922	470	4,269	435	3,935	△ 334
	剣道場	334	3,093	338	2,226	251	1,219	△ 1,007
	多目的ルーム			310	4,592	460	7,187	2,595
	会議室、控室	150	838	207	1,169	242	1,754	585
	スポーツクライミングウォール	(登録者数) 82	207	(登録者数) 54	147	(登録者数) 91	313	166
体育館計		64,479		70,644		71,812	1,168	
5 自由大広場	127	4,675	109	3,958	153	5,793	1,835	
6 芝生広場	1,034	14,111	978	12,796	990	10,865	△ 1,931	
7 スケートボードパーク		2,714		1,875		960	△ 915	
合計		180,273		191,068		191,762	694	



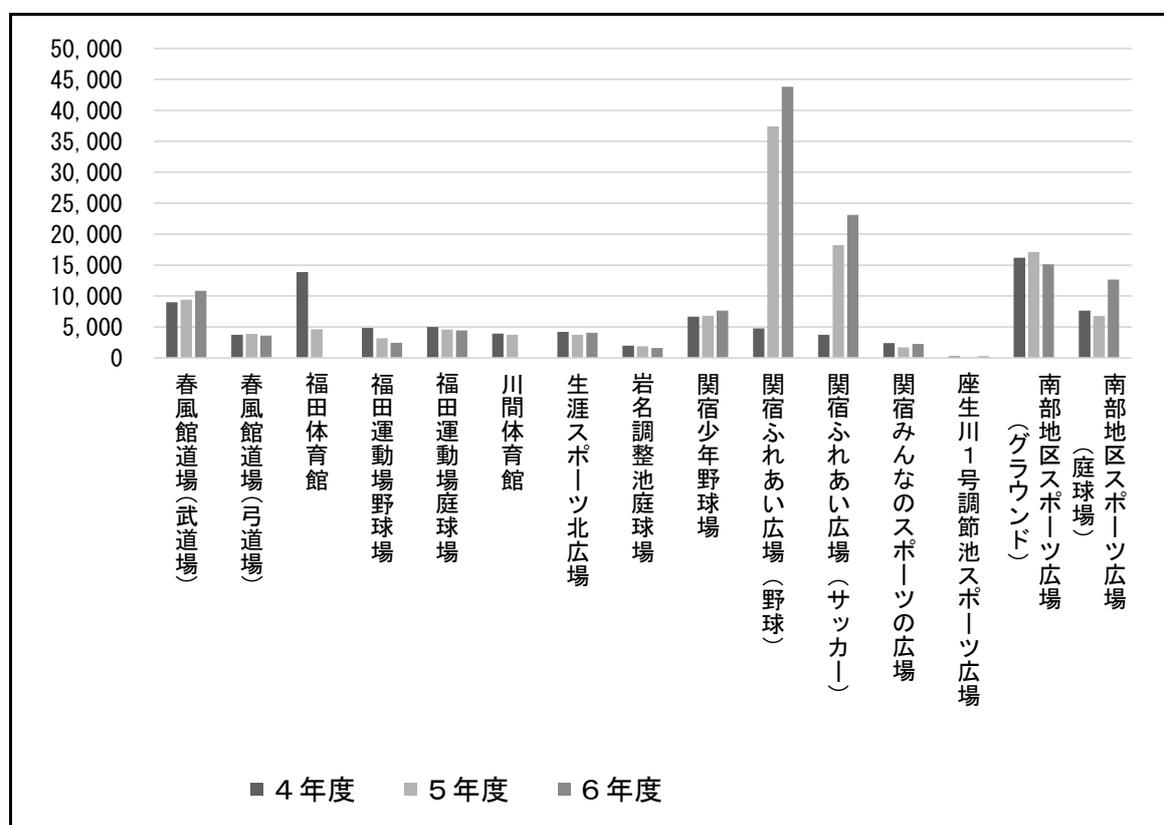
## ○関宿総合公園施設利用状況

施設名	4年度		5年度		6年度		5・6年度比較	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	人数前年比	
1	メインアリーナ	2,226	42,989	1,861	37,913	1,523	35,443	△ 2,470
	サブアリーナ	308	30,495	1,539	24,966	2,402	27,831	2,865
	トレーニングルーム <small>(登録者数)</small>	0	0	<small>(登録者数)</small> 2,950	20,807	<small>(登録者数)</small> 3,341	24,439	3,632
	ランニングコース	300	3,703	302	7,700	292	7,599	△ 101
	会議室、控室	500	3,314	705	6,838	633	6,309	△ 529
	体育館計		80,501		98,224		101,621	3,397
2	グラウンド・ゴルフ場	2,391	16,311	1,980	14,788	1,980	13,547	△ 1,241
3	フットサル場	119	1,074	169	1,244	120	1,271	27
合計			97,886		114,256		116,439	2,183



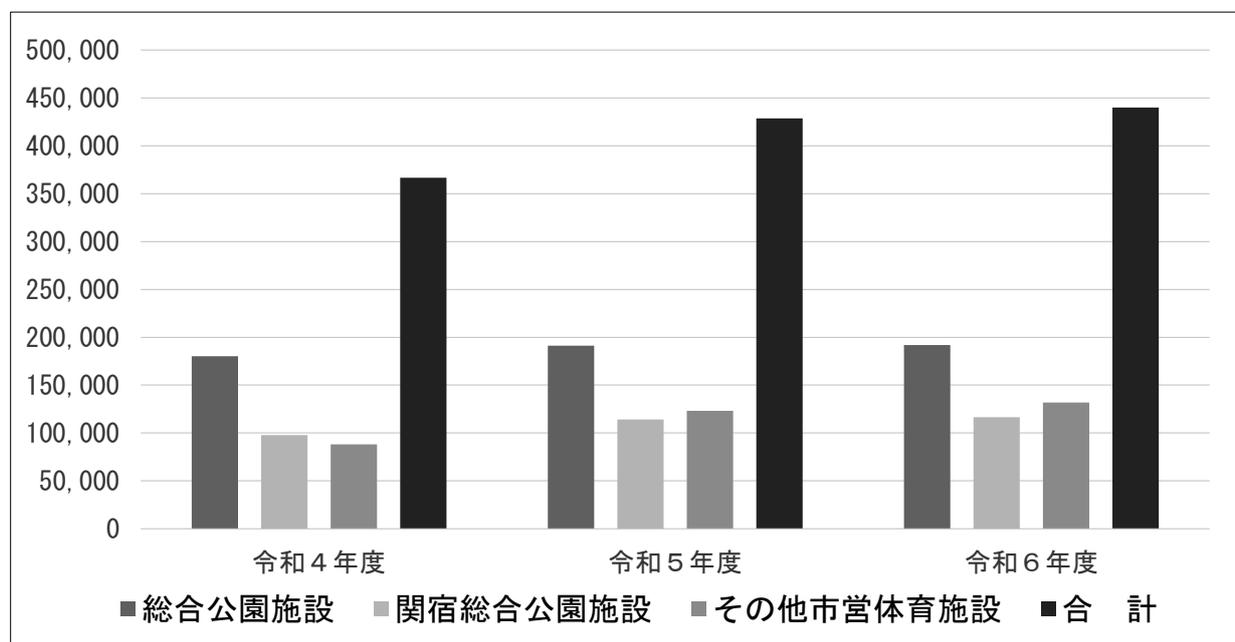
○野田市営体育施設利用状況

施設名	4年度		5年度		6年度		5・6年度比較
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	人数前年比
1 春風館道場(武道場)	1,629	9,011	1,717	9,413	1,815	10,848	1,435
2 春風館道場(弓道場)	881	3,759	921	3,876	992	3,603	△ 273
3 福田体育館	1,509	13,853	462	4,616	大規模改修	0	△ 4,616
4 福田運動場野球場	178	4,853	212	3,168	110	2,438	△ 730
5 福田運動場庭球場	812	4,991	808	4,605	809	4,462	△ 143
6 川間体育館	402	3,935	267	3,740	R6.3廃止	0	△ 3,740
7 生涯スポーツ北広場	231	4,228	223	3,734	272	4,072	338
8 岩名調整池庭球場	311	1,986	303	1,896	255	1,604	△ 292
9 関宿少年野球場	107	6,659	102	6,832	142	7,670	838
10 関宿ふれあい広場(野球・多目的)	230	4,762	272	37,424	301	43,788	6,364
11 関宿ふれあい広場(サッカー)	119	3,750	136	18,227	135	23,092	4,865
12 関宿みんなのスポーツの広場	98	2,413	88	1,698	86	2,243	545
13 座生川1号調節池スポーツ広場	24	267	8	149	8	267	118
14 南部地区スポーツ広場(グラウンド)	348	16,171	329	17,100	332	15,107	△ 1,993
15 南部地区スポーツ広場(庭球場)	147	7,631	185	6,762	204	12,648	5,886
合計	7,026	88,269	6,033	123,240	5,461	131,842	8,602



○総合公園施設等合計利用人数比較表

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合公園施設	180,273	191,068	191,762
関宿総合公園施設	97,886	114,256	116,439
その他市営体育施設	88,269	123,240	131,842
合 計	366,428	428,564	440,043



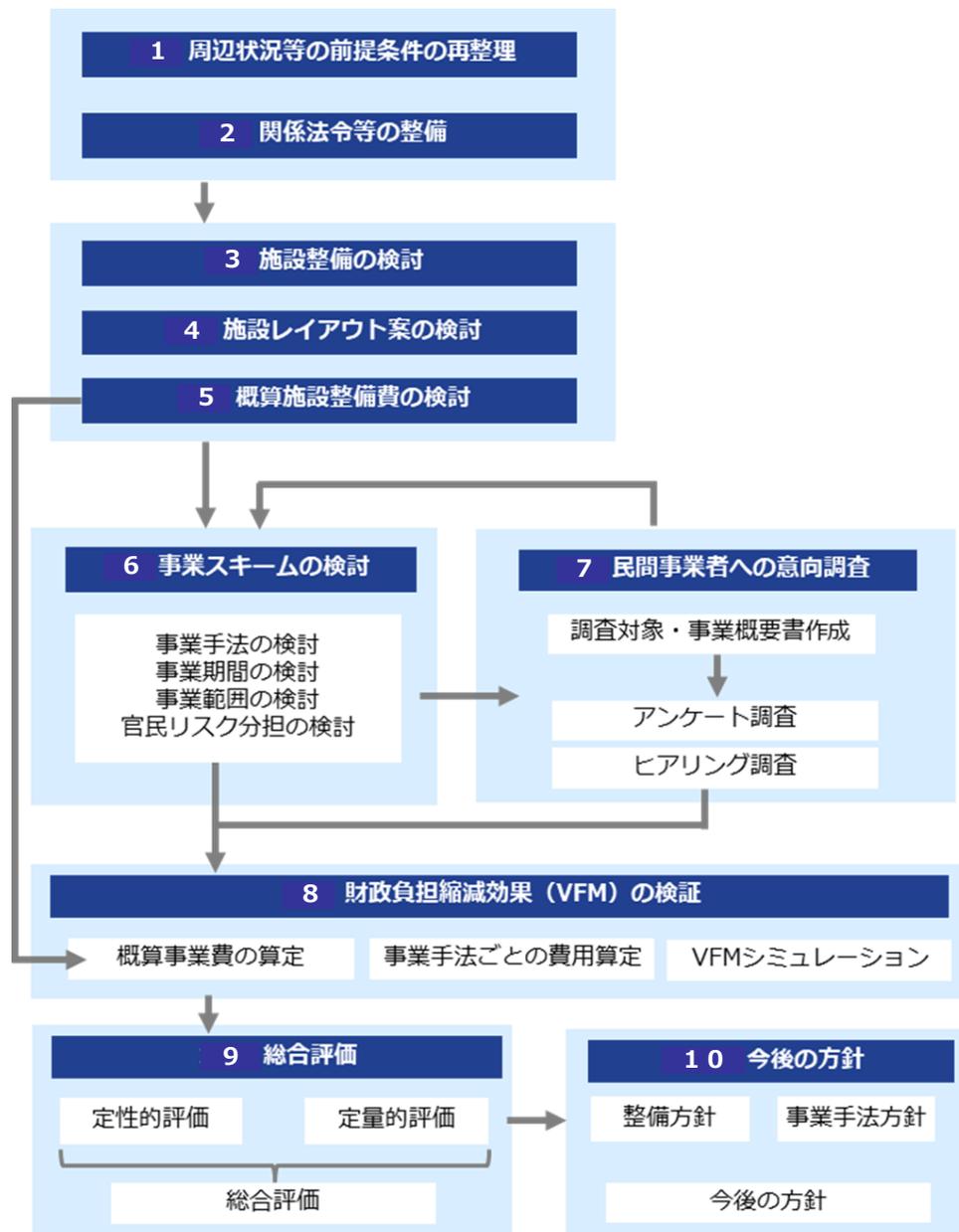
## 議事5

### 総合公園水泳場の整備について

総合公園水泳場については、令和4年11月7日開催の令和4年度第2回野田市スポーツ推進審議会においてご審議いただき、現在の水泳場は廃止する一方で、将来的に学校の水泳授業の受入れも視野に、新たに1年を通じて利用できる室内温水プールの整備を検討していくことについてご了承いただきました。

整備に当たっては、施設の規模やコスト、PFIをはじめとする整備手法の検討も含めた民間活力導入可能性調査業務を委託して実施することとし、令和5年度に予備調査を行い、令和6年度に本調査を実施しました。

#### 1 調査内容（フローチャート）



## 2 調査結果について

参考資料6 野田市総合公園水泳場に係る民間活力導入可能性調査業務  
業務報告書〔概要版〕を参照。

## 3 今後の方針について

調査の結果、昨今の急激な物価高騰の状況を鑑みると、建設費高騰による市の財政負担への上振れのリスクが高いことのほか、事業者の参入意欲を高めるためには、建設工事に先行して解体工事を進めることが事業者のリスクの観点から必要であること、学校プールの在り方についても更に詳細な検討が必要であることが課題とされ、直ちに事業化を図るのではなく、3年程度の一定期間、物価変動や市の財政状況を確認しながら事業化時期を判断することが望ましいとの報告を受けました。

- 課題① 建設費高騰による市の財政負担への上振れのリスク
- 課題② 本体工事と併せて解体を行うことによる事業者参入意欲への影響
- 課題③ 学校プールの在り方についての更なる詳細な検討が必要

このことから、新水泳場の整備に向け、これらの課題に対応すべく、まずはプールの解体工事を先行して実施するための基礎調査及び学校プールの在り方も踏まえた基本計画の策定を進めていきます。

### (1) 既存水泳場解体工事の実施

新水泳場の設計に先行して既存水泳場の解体工事を進めることで、事業を円滑に進めることが可能となり、民間事業者の参入意欲にもつながることから、解体工事を優先的に進めていきます。

解体に関しては、一部擁壁等を存置する案も考えられるため、まずは工事範囲や工事方法の検討を行う基礎調査を実施した後、解体工事を実施することとします。

### (2) 基本計画の策定

学校の利用については、市内の小中学校及び中学校全ての新水泳場利用は立地特性等の観点からも課題が多いため、各学校プールの劣化状況や学校の水泳授業の在り方を踏まえつつ、新水泳場への集約のみならず、複数学校での共同利用や他施設との複合化などの他の方法と合わせて、効率的な学校プールの在り方について引き続き検討を行います。

並行して、学校プールの在り方を踏まえ、規模や機能の見直しを行う必要があるため、施設の最適な機能や規模等の検討に係る基本計画の策定を進めます。

# 参 考 資 料

- 【1】野田市スポーツ推進審議会委員名簿
- 【2】野田市スポーツ推進審議会条例
- 【3】スポーツ団体への補助金の交付について
- 【4】野田市地区運動会補助金交付要綱
- 【5】令和6年度地区運動会実施内容一覧
- 【6】野田市総合公園水泳場整備に係る民間活力導入  
可能性調査業務 業務報告書〔概要版〕

## 野田市スポーツ推進審議会 委員名簿

氏名	任期	選出区分	選出団体等
古山 利男	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	中央地区
清水 良雄	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	東部地区
松川 豊	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	南部地区
田中 正治	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	北部地区
飯塚 正夫	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	川間地区
山崎 廣司	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	福田地区
上原 茂	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	関宿地区
飯塚 ひとみ	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	二川地区
坪倉 和壽	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	地域スポーツの 実情に詳しい者	木間ヶ瀬地区
岡田 美津江	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	スポーツ団体を 代表するもの	野田市スポーツ協会
五十嵐 節子	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	スポーツ団体を 代表するもの	野田市スポーツ推進委員連 絡協議会
佐々木 正子	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	スポーツ団体を 代表するもの	小中学校体育連盟
庄司 栄子	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	スポーツ団体を 代表するもの	野田レクリエーション協会
輿石 邦彦	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	公募に応じた 市民	公募
木村 安雄	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	公募に応じた 市民	公募

## 野田市スポーツ推進審議会条例

平成23年12月20日  
野田市条例第31号

野田市スポーツ振興審議会設置に関する条例（昭和48年野田市条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、野田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

（1） 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2） 法第35条の規定による補助金の交付に関すること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項の規定による答申のほか、スポーツの推進に関して、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） スポーツ団体を代表する者

（2） 地域スポーツの実情に詳しい者

（3） 公募に応じた市民

（4） その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料 3

### スポーツ団体への補助金の交付について

#### 野田市スポーツ推進審議会条例

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定による補助金の交付に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### スポーツ基本法

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

## 野田市地区運動会補助金交付要綱

平成30年3月30日

野田市告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区運動会を実施する団体に対し、予算の範囲内において交付する野田市地区運動会補助金（以下「補助金」という。）に関し、野田市補助金等交付規則（平成28年野田市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「地区運動会」とは、地域の住民が健康の増進及び住民相互の交流の促進を図るため、体育、スポーツ又はレクリエーションの活動として実施する行事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 自治会等（野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則（平成11年野田市規則第24号）に規定する自治会等をいう。以下同じ。）又は隣接する複数の自治会等により構成される団体であること。

(2) 実施する地区運動会の参加の対象となる世帯の数（以下「対象世帯数」という。）が500を超える団体又は対象世帯数が500以下の団体のうち市長が認めるものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、交付基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による交付の申請は、野田市地区運動会補助金交付申請書（別記第1号様式）によるものとする。

(交付の決定等の通知)

第6条 規則第4条の規定による通知は、野田市地区運動会補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(変更の申請)

第7条 規則第6条の規定による変更の申請は、野田市地区運動会補助金変更交付申請書（別記第3号様式）によるものとする。

(変更の承認等の通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、野田市地区運動会補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(概算払の請求)

第9条 規則第8条の規定による概算払の請求は、野田市地区運動会補助金概算払請求書（別記第5号様式）によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、野田市地区運動会補助金実績報告書（別記第6号様式）によるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第10条の規定による通知は、野田市地区運動会補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 規則第11条第1項の規定による補助金の交付の請求は、野田市地区運動会補助金交付請求書（別記第8号様式）によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条）

補助対象経費	交付基準額	補助金の額
地区運動会に要する経費のうち市長が認めるもの	次により算定した額の合計額とする。 1 対象世帯数（10世帯未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に70円を乗じて得た額 2 次に掲げる対象世帯数の区分に応じて、それぞれ定める額 (1) 500以下 76,000円 (2) 500を超え1,000以下 79,000円 (3) 1,000を超え1,500以下 93,000円 (4) 1,500を超え2,000以下 97,000円 (5) 2,000を超え2,500以下 110,000円 (6) 2,500を超え3,000以下 115,000円 (7) 3,000を超え3,500以下 130,000円 (8) 3,500を超え4,000以下 136,000円 (9) 4,000を超え4,500以下 142,000円 (10) 4,500を超える 150,000円	補助対象経費の2分の1に相当する額と交付基準額とを比較して少ない方の額を限度とする。

参考資料5

令和6年度地区運動会実施内容等一覧

地区名	実施内容	会場	実施競技
上 町	運動会	第一中学校体育館	みんなで魚釣り、目指せJリーガー、うちわりレー等
仲 町	運動会	中央小学校校庭	ボールころがし、借り物競走、おんぶでゴ一等
下 町	運動会	中央小学校校庭	長距離走、自転車遅乗競走、混合リレー等
上花輪	運動会	キッコーマン(株)野球場	50m競走、2人3脚、スプーン競走、玉入れ等
太子堂	運動会	第二中学校校庭	100m競走、ビン釣り競走、おたのしみ袋探し等
中野台	運動会	中央小学校校庭	20m競走、お手てつないで、パン食い競走等
清 水	運動会	清水台小学校校庭	ボール引き競走、パン取り競走、障害物競走等
東 部	体育行事	東部中学校及び周辺コース	マラソン大会
中 根	運動会	宮崎小学校校庭	ゲートボールリレー、メドレーリレー、お玉レース等
宮崎・柳沢	運動会	宮崎小学校体育館	宝探し、輪投げ、ピンポン玉運びレース等
南部第一	運動会	南部中学校校庭	パン食いレース、台風の目、ボール運びリレー等
南部第二	運動会	山崎小学校校庭	ラジオ体操、太公望、宝探し、綱引き等
西 部	運動会	岩木小学校体育館	綱引き、玉入れ、大玉送り等
川 間	体育行事	川間中学校周辺コース	ウォーキング大会
福 田	体育行事	市営福田運動場 福田公民館周辺コース	グラウンド・ゴルフ大会 歩け歩け大会

**野田市総合公園水泳場整備に係る  
民間活力導入可能性調査業務**

業務報告書 [概要版]

令和 7 年 3 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

# 目 次

<b>1. 施設整備の検討</b> .....	<b>1</b>
1.1. 新水泳場の整備方針について.....	1
1.2. 学校利用に関する方針.....	1
1.3. プール機能について.....	2
1.4. 水泳場導入機能の整理.....	2
<b>2. 施設レイアウト案の検討</b> .....	<b>4</b>
2.1. 配置計画の検討.....	4
2.2. 配置プラン・平面プラン案の検討.....	4
<b>3. 事業スキームの検討</b> .....	<b>6</b>
3.1. 事業期間の検討.....	6
3.2. 事業範囲の検討.....	6
3.3. 事業手法の定性的評価.....	8
<b>4. 民間事業者への意向調査（サウンディング型市場調査）</b> .....	<b>9</b>
4.1. 意向調査の実施及び取りまとめ.....	9
<b>5. 定量的評価の結果</b> .....	<b>10</b>
<b>6. 総合評価の結果</b> .....	<b>11</b>
<b>7. 今後の方針について</b> .....	<b>12</b>
7.1. 事業実施に当たっての課題や懸念事項.....	12
7.2. 今後の検討事項.....	12

## 1. 施設整備の検討

### 1.1. 新水泳場の整備方針について

新水泳場は市民が水に触れる機会を創出することを目的とし、健康増進機能を主要用途とする。加えて夏場は子どもや子育て世代もターゲットとし、健康増進機能と併せて子どもや子育て世代のためのレクリエーション機能も併せ持つ施設として整備も行うものとする。

施設整備コンセプト「すべての人に、健康と喜びを 調和と持続を実現する新水泳場の整備」を具体化するための、新水泳場の具体的な整備方針を以下に示す。

#### ○スポーツ参加の推進と健康増進

年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての人々にスポーツ参加機会を提供するためのハード・ソフト両面でユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進める。

また、スポーツ施設利用者数の増加を図ることで、スポーツによる健康増進に取り組む。

#### ○子どもを対象としたレクリエーション機能の整備

現水泳場は、子どもプール等が整備されており集客・賑わい目的として利用されていた。

また、子どもを中心にこれまで同様の屋外プールの再開を求める声が多いことを踏まえ、健康増進機能を主用途としつつも、子どもや子育て世代をターゲットにしたレクリエーション機能を持つプールとする。

#### ○自然環境との調和

総合公園周辺の自然環境の保全を図るとともに、新水泳場整備による周辺への環境負荷を考慮する。そのため、再生可能エネルギーの導入検討や環境負荷低減策の検討など長期にわたり環境にやさしい施設整備を目指す。

#### ○市民交流やにぎわいの創出

ハード・ソフト両面から、交流のための場を整備・提供することで、公園内のさらなるにぎわい創出を図る。

また、公園内既存機能や周辺環境との連携を図ることで賑わいを増幅し、野田市総合公園ならではの魅力的な都市空間の創出を目指す。

#### ○持続可能な水泳場のあり方

新水泳場は、効率的な長期利用を基本とした施設整備方法の検討を進める。

市の財政状況を考慮し、効率的かつ効果的な施設運用が可能な事業方式を検討するとともに、利用者にとって施設の魅力が継続し、市民に愛され続ける施設の整備を行う。

また、建設時のみでなく、維持管理・運営を含むライフサイクルコスト削減の観点を踏まえて検討を行う。

#### ○学校利用による水泳授業の集約と効率化

市内の小学校及び中学校のプールの老朽化が進み、毎年度修繕対応費用が発生していることから、市全体を対象とした合理的な水泳場の整備が求められている。

新水泳場において小学校及び中学校の水泳授業を実施することで、市全体としての効果的活用を目指す。今後必要となる各学校プールの維持管理・運営費用を抑えつつ、教員の負担軽減や指導の質の向上などが達成できる可能性について検討する。

### 1.2. 学校利用に関する方針

整備方針で「学校利用による水泳授業の集約化と効率化」を掲げているが、新水泳場における小学校及び中学校の水泳授業利用の方針について整理する。新水泳場において小学校及び中学校の水泳授業利用

を行うことを想定した場合に必要な検討事項を以下に整理する。以下の内容について民間事業者の意見等を踏まえつつ検討を行うこととする。

表 1-1 新水泳場で学校利用する場合に必要な検討・決定事項

項目	検討内容	現時点の方針
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新水泳場のプール槽、更衣室等の規模</li> <li>・プールの水深の設定</li> <li>・駐車場の整備（送迎バス用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同時時間帯に一般利用との併用が可能なように、プール槽を2槽整備し、更衣室についても広めに整備する。</li> <li>・プール槽の水深について、学校利用時は水深調整台によりで調整することを基本とする。</li> <li>・送迎バスは水泳場施設に隣接できるように整備する。</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に関する事業範囲の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備片付け、監視、指導を民間事業者に委ねることが可能であるか検討する。</li> <li>・各学校から新水泳場までの送迎について、基本的に学校により実施を想定する。</li> </ul>
対象校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化した場合の対象校数と実施回数、実施時期、それを踏まえた学校利用の想定スケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開始当初は小学校・中学校 5校ずつ、1回の受け入れで2クラス程度とし、各クラスの年間の利用回数は小学校4回、中学校5回の想定する。</li> <li>・合計実施回数及び実施時間帯・時期の詳細については今後調整する。</li> <li>・段階的に増やすことを想定し、いつ頃から何校ずつ増やすかなどについて、今後検討する。</li> </ul>

### 1.3. プール機能について

新水泳場に整備するプール機能について、健康増進目的と集客・賑わい目的の視点より整理する。

健康増進を主目的として整備するメインプールは、時期や天候に左右されず利用が可能な屋内温水プールとし、市民の方々が利用しやすいプールとして整備する。

集客・賑わい目的として整備するプールは、現水泳場機能を踏襲しつつ、子どもや子育て世代が来たくするような機能の導入を検討する。なお、集客・賑わい機能に関しては、清水公園などの周辺施設機能を踏まえた上で、市内外から人が集まり地域の活性化につながるような整備が必要である。

表 1-2 プール機能の整理

健康増進目的のプール	市民が利用する屋内温水 25m プール (すべての人々が利用できるユニバーサルデザインを踏まえたプール)
集客・賑わい目的のプール	現水泳場機能を踏襲しつつ、子どもや子育て世代が来たくするようなプール (子どもプール、屋外流水プールなど)

### 1.4. 水泳場導入機能の整理

新水泳場に導入する機能を、プールエリア、利用者エリア、管理エリア、共用エリア及びその他導入する機能に分けて整理する。なお、上下足の切り替え場所などは、今後の設計において検討する。

表 1-3 水泳場導入機能の整理

エリア	機能・諸室
プールエリア	メインプール 子どもプール 屋外流水プール その他 プールサイド 採暖室 プール用倉庫
利用者エリア	更衣室(男・女・多目的) シャワー室(男・女・多目的) 利用者用トイレ 授乳室 観覧室 屋外プール利用者用ロッカースペース その他屋外プール運営・管理に必要な諸室
管理エリア	事務室 監視室 救護室 職員用休憩室、更衣室、トイレ 機械室
共用エリア	エントランスホール 多目的スタジオ 会議室送迎車両、駐車スペース

## 2. 施設レイアウト案の検討

### 2.1. 配置計画の検討

新水泳場の整備の効果を最大化するために、公園全体の視点でゾーニングや配置計画を検討する。現水泳場が位置する公園北部を、メインプロムナードが接続する「新にぎわい創出エリア」と位置づけ、新水泳場や余剰地のゾーニングを整理する。現在の総合公園は、景観軸であるメインプロムナードに対して主要な機能が顔を向けて配置されており、その先の「新にぎわい創出エリア」に、新水泳場や新たな目的施設を整備することで、メインプロムナードを往来する人が増え、そこで生まれるにぎわいが公園全体に波及するような計画を目指す。



航空写真 ©NTT インフラネット, Maxer Technologies

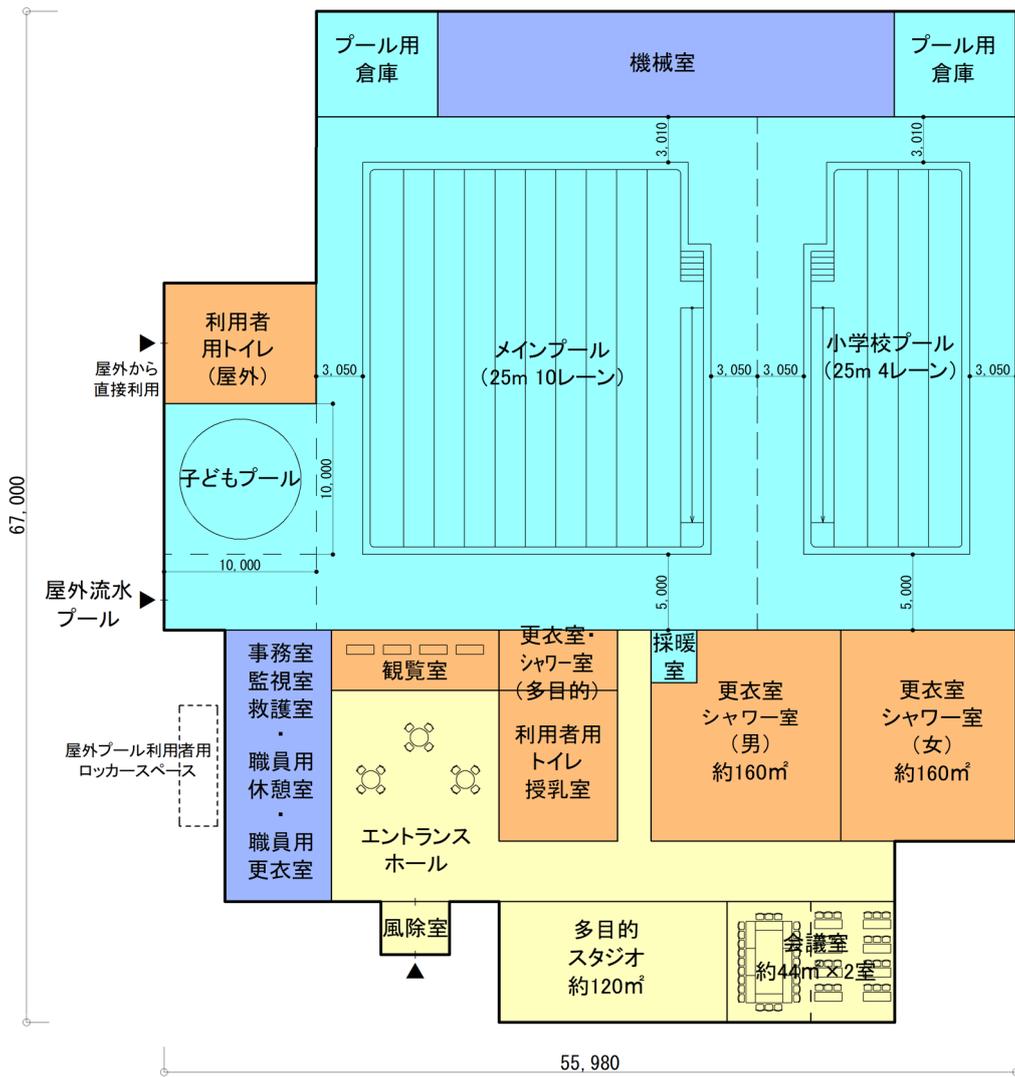
図 2-1 総合公園全体ゾーニングの考え方

### 2.2. 配置プラン・平面プラン案の検討

導入機能の整理や配置計画検討を踏まえ、類似施設の面積などを考慮しつつ、配置プラン・平面プラン案を作成した。本案は現時点でのイメージであり、実際の施設は今後の設計段階にて検討する。



図 2-2 配置プラン案



建築面積	3,250 m <sup>2</sup>
ピット想定面積	600 m <sup>2</sup>
延べ面積	3,850 m <sup>2</sup>

図 2-3 平面プラン案

### 3. 事業スキームの検討

#### 3.1. 事業期間の検討

先行類似事例における事業期間や前項の検討を踏まえ、本事業を民活事業で実施する場合の施設整備期間及び維持管理・運営期間を以下の通り設定する。

表 3-1 本事業における事業期間

施設整備期間 (設計・建設、既存施設解体)	約 2 年 10 ヶ月 (34 ヶ月)
維持管理・運営期間	15 年

#### 3.2. 事業範囲の検討

事業の対象範囲の検討、現事業の指定管理業務及び他事例における業務範囲を踏まえ、本事業で想定される業務の役割分担を下表に示す。学校利用に関する業務分担は以下の通り設定するが、詳細については本事業発注段階で再度検討する。

○：主分担 △：従分担

表 3-2 本事業で想定される業務範囲

業務項目	役割分担		備考、役割分担(案)の理由
	市	事業者	
設計整備業務	・事前調査業務	○	民間事業者に委ねることで効率的な事業実施に繋がる 他事例の多くで業務範囲に含む  ※1:既存施設の解体・撤去は先行して市にて実施することも考えられる
	・設計業務（基本設計・実施設計） ・各種申請業務含む	○	
	・既存施設の解体・撤去関連業務	※1	
	・建設工事業務（外構・植栽整備含む）	○	
	・備品等調達・設置業務	○	
	・工事監理業務	○	
	・施設引渡業務	○	
	・開業準備業務（広報、開業イベント等）	○	
運営業務	・利用受付、利用案内業務	○	現事業範囲内
	・利用料金の徴収に関する業務	○	他事例の多くで事業者が実施
	・プールエリア運営業務（監視・水質管理等）	○	現事業範囲内
	・広報業務	○	
	・運動プログラム、スポーツ教室等の運営業務	○	
	・その他（遺失物・拾得物の処理・保管、救護、各種関係機関等との調整対応）	○	

業務項目		役割分担		備考、役割分担(案)の理由
		市	事業者	
運営業務	・物販・飲食		-	事業者への意向調査結果（採算が合わないとの意見）を踏まえ任意
	・自主事業（余剰地活用を含む）		-	立地等も踏まえ任意
維持管理業務	・建築物保守管理業務		○	現事業範囲内
	・設備機器管理業務		○	
	・警備・保安業務		○	
	・清掃業務		○	
	・備品管理業務		○	他事例の多くで事業者が実施
	・外構保守管理・敷地内植栽等管理業務		○	
	・環境衛生管理業務		○	現事業範囲内
	・修繕業務		○	他事例の多くで事業者が実施
	・事業期間終了時引継業務		○	
・大規模改修・修繕	○		リスクを考慮 他事例の多くで公共が実施	
学校利用関連業務	・スケジュール調整	○	△	事業者への意向調査結果を踏まえ設定
	・授業内容の協議	○	△	
	・送迎	○		
	・指導 ※着衣水泳は実施しない		○	
	・安全管理・監視		○	

### 3.3. 事業手法の定性的評価

各事業方式の定性評価を点数化した結果を以下に示す。

総合得点としては、DBO方式、PFI（BTO）方式及びリース（民間建設借上）方式が優位な結果となった。ただし、リース（民間建設借上）方式は財政負担平準化の観点で課題があること、DBO方式及びPFI（BTO）方式に対し優位となる事業者選定スケジュールの短縮は、本事業において優先すべき視点ではないことから、DBO方式、PFI（BTO）方式が優位と判断する。

配点：◎（優れている）：3点 ○（やや優れている）：2点 ▲（課題あり）：1点

表 3-3 想定される事業手法の比較

		従来方式 D+B+O（指 定管理）	DB+O（指定 管理）方式	DBO方式	PFI（BTO 方式）	リース方式 +指定管理
官 民 の 業 務 ・ 分 担	民間ノウハウ発 揮	▲	○	◎	◎	◎
	市の意向反映	◎	○	○	○	○
	リスク対応	▲	○	◎	◎	◎
性 競 争	参画のしやすさ	◎	○	○	○	○
財 政 コ ス ト	財政負担平準 化	▲	▲	○	◎	▲
	財政負担縮減	▲	▲	◎	○	○
事業者選定期間		○	◎	○	○	◎
総合得点		<b>12点</b>	<b>13点</b>	<b>17点</b>	<b>17点</b>	<b>16点</b>

## 4. 民間事業者への意向調査（サウンディング型市場調査）

### 4.1. 意向調査の実施及び取りまとめ

#### (1) 調査対象企業

アンケートは依頼した 30 社中、19 社（建設企業 10 社、運営企業 7 社、その他企業 2 社）から回答が得られた。ヒアリングは、アンケートへの回答が得られた企業のうち 14 社（建設企業 5 社、運営企業 7 社、その他企業 2 社）に対して実施した。

#### (2) 調査内容

以下の内容について、調査を行った。

項目	詳細
事業費 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の物価動向踏まえた費用感</li> <li>・サービス対価の改定の規定（指標、起点等）</li> <li>・既存施設管理のリスク</li> </ul>
体制・ 参加資格要 件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加が制限される（設定されない方が望ましい）参加資格要件</li> <li>・望ましい提案期間</li> <li>・公募時期による影響</li> </ul>
事業手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI（BTO）方式もしくは DBO 方式を採用する場合の参加への影響、懸念や要望</li> </ul>
事業内容 ・事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定する建設規模や整備内容にする意見、要望</li> <li>・現状想定している学校利用の受入規模を説明の上、一般利用との両立や施設整備条件の観点からの懸念や意見</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園全体の維持管理・運営を事業範囲に含める場合の参加が可能となる条件等</li> </ul>

#### (3) アンケート及びヒアリング結果を踏まえた事業スキームの設定

アンケート及びヒアリング結果を踏まえ、本事業実施における事業スキームを以下のように整理する。

項目	内容
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール浴槽数 2 槽（学校利用と一般利用の同時間帯併用を想定し設定）</li> <li>・更衣室は広めの設定、会議室兼用の多目的室の設置</li> <li>・スタジオの設置</li> </ul>
事業手法	<p>PFI(BTO) 方式もしくは DBO 方式を基本に検討する。 ※民間事業者から意見のあったリース方式についても整理する。</p>
事業期間	<p>設計・建設期間：2 年 10 ヶ月程度（供用開始時期との調整） 運営・管理期間：15 年</p>
事業範囲	<p>①施設の設計・建設（既存施設解体は要調整） ②施設の運営（学校利用は指導・監視、市民向けプログラムはあり） ③施設の維持管理 ※運営・維持管理の範囲は、新水泳場に加えて、野田市総合公園の施設全体を対象とする。</p>
事業形態	<p>混合型（学校利用分は必要経費分を補填）</p>
付帯事業	<p>余剰地を活用した提案は必須としない 提案によるイベント実施などは可</p>

## 5. 定量的評価の結果

VFM 算定結果をもとに、財政負担軽減効果の検証を行う。

### (1) VFM の算定結果（起債あり）

起債活用を想定した場合の VFM の算定結果は次の通りである。現在価値化後の VFM は、DBO 方式で 3.52%、PFI（BTO）方式で 2.58%と、いずれも VFM はプラスとなっているが、DBO 方式が優位となっている。

表 5-1VFM 算定（起債あり）

単位：千円

#### ■VFM算定結果（起債あり）

項目			従来方式	DBO方式	PFI(BTO)方式
公共の財政負担額		現在価値化前(A)	10,641,661	10,265,382	10,477,007
		現在価値化後(B)	9,802,490	9,457,133	9,550,006
現在価値化前	従来方式の(A)－DBO又はPFIの(A)	金額(C)	－	376,279	164,654
	(C)／従来方式の(A)	割合	－	<b>3.54%</b>	<b>1.55%</b>
現在価値化後	従来方式の(B)－DBO又はPFIの(B)	金額(D)	－	345,358	252,484
	(D)／従来方式の(B)【VFM】	割合	－	<b>3.52%</b>	<b>2.58%</b>

### (2) VFM の算定結果（起債なし）

起債活用を想定しない場合の VFM の算定結果は次の通りである。DBO 方式は 3.47%、PFI（BTO）方式は 0.73%となる。

表 5-2VFM 算定（起債なし）

単位：千円

#### ■VFM算定結果（起債なし）

項目			従来方式	DBO方式	PFI(BTO)方式
公共の財政負担額		現在価値化前(A)	10,308,747	9,970,486	10,589,346
		現在価値化後(B)	9,740,234	9,401,986	9,669,210
現在価値化前	従来方式の(A)－DBO又はPFIの(A)	金額(C)	－	338,261	▲ 280,600
	(C)／従来方式の(A)	割合	－	<b>3.28%</b>	<b>-2.72%</b>
現在価値化後	従来方式の(B)－DBO又はPFIの(B)	金額(D)	－	338,248	71,024
	(D)／従来方式の(B)【VFM】	割合	－	<b>3.47%</b>	<b>0.73%</b>

## 6. 総合評価の結果

### (1) 総合評価の結果

本事業の実施において想定される事業手法について、総合評価の結果を以下に示す。

表 6-1 総合評価の結果

事業手法		従来方式	DBO 方式	PFI (BTO) 方式
定性評価 (点数化結果)		12 点	17 点	17 点
定量評価	起債あり	VFM	-	3.52%
		平準化	◎	◎
	起債なし	VFM	-	3.47%
		平準化	○	◎

定性評価結果は、DBO 方式、PFI (BTO) 方式が同率であるが、定量評価結果結果 (VFM) としては、起債活用の有無いずれにおいても DBO 方式が優位となる。

一方で、起債の活用が難しい場合に、PFI は各年度の財政負担のピークを抑えることができる点ではメリットがあることから、VFM では劣るものの各年度の支払額を踏まえて PFI(BTO)方式が望ましいと判断することもできる。

事業手法の選択にあたっては、事業期間を通じた財政負担縮減 (VFM) と、各年度の財政負担の平準化に関して、市として優先したい観点により判断する必要がある。

## 7. 今後の方針について

前項までの検討を踏まえ、今後の方針について整理する。

### 7.1. 事業実施に当たっての課題や懸念事項

本検討により整備方針や事業手法の方針については、一定の方向性が整理出来た。

一方で、現状で整理された整備費の資金調達や事業実施に係る費用については、市の財政状況に大きく影響することから、予算の確保が課題である。

加えて、昨今の急激な物価高騰の状況を鑑みると、今後いつまでこの上昇が続くのか予測のつかない状況であることから、民間事業者の参加の必要条件である物価高騰へ対応した適切な事業費の確保、つまり物価変動のリスクを市が負担できない場合には、他の案件でも多く見られる通り、応募者なしによる事業不調となる懸念がある。

新水泳場の整備は市民の健康増進に寄与することや子供たちから望まれていることを踏まえ、実現を目指していきたい事業であるが、現時点では建設費高騰による市の財政負担への上振れのリスクが高いことから、直ちに事業化を図るのではなく、一定期間（3年程度）物価変動や市の財政状況を確認しながら事業化時期を判断することが望ましい。

### 7.2. 今後の検討事項

本事業の事業化については直ちに実施しないものの、市として実現すべき重要な事業であるため、令和7年度から令和9年度の3年程度の期間において、市況を確認しつつ以下の検討を行うこととする。

#### (1) 基本計画の策定

本検討では、市民の健康増進の観点と小学校・中学校の授業での利用も見据えた観点から屋内プールを2槽整備し、子どもたちの期待に応えるため屋外プールの再整備を行う規模としていた。

しかしながら、学校の利用については、市内の小学校及び中学校全ての新水泳場利用は立地特性等の観点からも課題が多い。そのため、各学校プールの劣化状況や学校授業の在り方を踏まえつつ、新水泳場への集約のみならず、複数学校での共同利用や他施設との複合化などの他の方法と合わせて効率的学校プールの在り方について引き続き検討を行っていく必要がある。

このことから、今後再度検討を行っていく際には、市の情勢を踏まえて必要な方針の見直しを図った上で規模や機能の見直しを行う必要があるが、施設の最適な機能や規模等の検討に係る基本計画作成にあたっては、学校プールの在り方を慎重に検討することのほか、作成に少なくとも1年以上の期間を要するため、可能な限り早期に検討を進めることが適当である。

#### (2) 既存水泳場解体工事検討・解体工事の実施

基本的に、既存水泳場の敷地内での建替えを実施する方針であるため、新水泳場の設計に先行して既存水泳場の解体工事を進めることで、事業を円滑に進めることが可能となり、民間事業者の参入意欲にもつながることから、解体工事を優先的に進めることが適当である。

解体工事に関しては、地中埋設物など工事着手後に図面から読み取ることが困難な状況が生じることにより、増額がその都度発生する可能性も考えられる。そのため、解体設計及び解体工事を従来方式の単年事

業として実施することで、物価変動リスクを抑えつつ、適正な価格で工事を実施することが可能となる。

解体に関しては、一部擁壁等を存置する案も考えられるため、解体工事に先立ち、工事範囲や工事方法の検討を行うことが有益である。解体工事調査準備費から解体費用の算定までに、1年程度が必要となる。なお、解体工事の検討は、(1)の基本計画策定時に合わせて検討することが適当である。

### **(3) 資金調達方法の検討**

前述の通り、施設整備に係る費用の調達が現状大きな課題となっているため、活用可能な国の交付金や支援施策を随時確認し、資金調達に充てることのできる財源を引き続き検討することが必要である。加えて、企業との連携による寄付金やクラウドファンディングなどの活用について可能性がある場合には検討を行うものとする。

### **(4) 民間事業者への引き続きの情報共有**

本検討では、総合公園における新水泳場の整備に向けた検討にあたり、民間事業者への意向調査を行った結果一定の関心が確認出来た。

一方で、今回事業化を即時に実施しないことになるため、再度事業化を目指す際には民活事業への再度の意向調査を行う必要がある。加えて今回の検討において関心を示していた民間事業者は事業化の時期が期間として空くことで関心が低下してしまうことが憂慮されるため、本検討の結論について公表・共有を行うことや今後に向けた市の想いを共有することが、再度検討を行うことに向けては重要となる。